

一般貸切旅客自動車運送事業更新許可申請にかかる 法令試験問題

令和6年12月10日（火）

注意事項

1. 試験時間は14時00分～14時50分です。
2. 解答は問題用紙の解答欄に記入して下さい。
3. 開始時間までは、問題は開かないで下さい。
4. 運転免許証等は、机の上に出しておいて下さい。
5. 筆記用具、自動車六法以外のものは机の上に置かないで下さい。
6. 質問等のある方は、静かに手をあげて下さい。
7. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場していただることとなります。なお、試験は不合格となります。
8. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源は切って下さい。
9. 試験会場は禁煙です。
10. 試験会場からの退場時は、解答用紙を裏返して他の受験者に迷惑とならないように静かに退場して下さい。

内閣府沖縄総合事務局

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

試験実施日：令和6年12月10日

受験者名：(事業者名)

(氏名)

問1 次の問題に答えて下さい。

1. 1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならないが、その運行指示書に記載しなければならない事項として法令で定められているものを1つ正確に記入して下さい。**(運輸規則第28条の2)**

運行の開始及び終了の地点及び日時、乗務員の氏名、
運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時
旅客が乗車する区間、運行に際して注意を要する箇所の位置

答. 運送契約の相手方の氏名又は名称 他

2. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から()を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。

(道路運送法第7条)

答. 5年

問2 次の文章のうち正しいものには○、誤っているものには×を()内に記入して下さい。

- (○) 1. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。**(道路運送法第20条)**
- (○) 2. 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。**(道路運送車両法施行規則第32条)**
- (×) 3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、30日前までに届け出なければならない。**(道路運送法施行規則第11条)**
- (×) 4. 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任するときには、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。**(道路運送法第22条の2)**
- (○) 5. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。**(運輸規則第3条)**
- (×) 6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車内に運賃及び料金を旅客に見やすいように掲示しなければならない。**(運輸規則第4条)**

- (○) 7. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 (道路運送法第35条)
- (✗) 8. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。 (運輸規則第18条)
- (✗) 9. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要について記録するとともに、その記録を1年間保存しなければならない。 (運輸規則第26条の2)
- (○) 10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。 (運輸規則第10条)
- (○) 11. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求めなければならない。 (運輸規則第24条)
- (○) 12. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経験その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。 (道路運送法第25条)
- (✗) 13. 一般貸切旅客自動車運送事業とは一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。 (道路運送法第3条、道路運送法施行規則第3条の2)
- (○) 14. 旅客自動車運送事業者は、その住所が変更になった場合、その所有する事業用自動車について、道路運送車両法の規定に基づき、変更登録の申請をしなければならない。 (道路運送車両法第12条)
- (○) 15. 一般貸切旅客自動車運送事業者廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。 (道路運送法施行規則第25条)

問3 次の法令等の（ ）にあてはまる語句を下の枠内から選び記号を記入して下さい。

1. 一般旅客自動車運送事業者の許可は、（ ウ ）年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 (道路運送法第8条)

ア. 2 イ. 3 ウ. 5 エ. 6 オ. 10

2. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する（ ウ ）の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。 (運輸規則第45条)

ア. 道路運送法 イ. 道路法 ウ. 道路運送車両法 エ. 道路交通法

3. 旅客自動車運送事業者は、(ア)の責務を定めることその他国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
(運輸規則第2条の2)

ア. 経営の責任者 イ. 事業の責任者 ウ. 運行の責任者

4. 一般旅客自動車運送事業者は、(イ)の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
(道路運送法第15条)

ア. 運行計画 イ. 事業計画 ウ. 運行回数

5. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を(ア)選任しておかなければならない。
(運輸規則第35条)

ア. 常時 イ. 必要に応じ ウ. 需要の繁閑に応じ エ. 隨時

6. 道路運送法は(イ)と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者(サ)の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、(ケ)を確保し、道路運送の(カ)の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて(セ)を増進することを目的とする。
(道路運送法第1条)

ア. 供給 イ. 貨物自動車運送事業法 ウ. 車両数 エ. 利益 オ. 事業者
カ. 利用者 キ. 旅客の利便 ク. 道路交通法 ケ. 輸送の安全 コ. 訪日外国人
サ. 需要 シ. 道路運送車両法 ス. 適正な運営 セ. 公共の福祉 ソ. 旅行業法

7. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後(イ)以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であって国土交通大臣が(ク)で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により(キ)しなければならない。
(運輸規則第47条の7)

ア. 15日 イ. 100日 ウ. 60日 エ. 30日 オ. 1年
カ. 法 キ. 公表 ク. 告示 ケ. 通達 コ. 命令
サ. 省令 シ. 報告 ス. 指導 セ. 届出 ソ. 回答